

令和6年8月30日

各 位

川崎市幸スポーツセンター館長
株式会社セントラルスポーツプラザ
(川崎市幸スポーツセンター前指定管理者)

設備専用利用料金の過誤徴収に関するお詫びと御報告

日頃から川崎市幸スポーツセンターを御利用くださりまして誠にありがとうございます。

この度、当施設において、平成26年度から令和2年度まで、設備専用利用に係る料金算定に誤りがあり、本来徴収すべき金額よりも多い額を利用団体様から徴収していたことが判明いたしました。

本件につきまして、多大なる御迷惑をおかけしましたこと、心からお詫び申し上げます。

過誤徴収分につきましては、対象者様に御連絡の上、直接お詫び申し上げますとともに、本件の御説明及び返金対応に関する御案内をさせていただきます。

なお、本件については、債務者である（誤徴収を行った）前指定管理者・株式会社セントラルスポーツプラザ（旧社名：株式会社明治スポーツプラザ）に代わり、川崎市幸スポーツセンター（シンコースポーツ株式会社）が対応しているものです。

1 概要

当施設においては、施設（体育室）の利用料金とは別に、利用者がスポーツ設備等（運動器具、拡声装置等）を利用する場合には設備専用利用料を徴収していますが、施設を全日（4コマ）利用する方がスポーツ設備等を全日利用する場合には、本来3コマ分の利用料を徴収すべきところ、誤って4コマ分の設備専用利用料を徴収していたものです。

2 過誤徴収の対象団体数、件数、金額など

- (1) 対象団体 12団体
- (2) 対象件数 57件
- (3) 返還金額 98,295円

※詳細につきましては、対象者様に個別に御案内してまいります。

- (4) 対象期間 平成26年4月13日～令和2年6月27日利用分

3 本件に関するお問合せ先

川崎市幸スポーツセンター

シンコースポーツ株式会社（担当：高橋）

TEL 044-555-3011（幸スポーツセンター）

休館日 毎月第4月曜日及び年末年始

以上